

商 品 名 ( 愛 称 )	「リフォームローン」 「リフォームローン・プライム」 (プライムローン (リフォーム関連資金) )
------------------	--

ご利用いただける方	下記のすべての条件を満たし、一般社団法人しんきん保証基金の保証が受けられる個人の方	
	(1) 満20歳以上の方	
	(2) 対象物件が、申込人もしくはその家族※が所有し、申込人が居住 (居住予定含む) している自宅、または申込人の家族※が居住 (居住予定含む) し、申込人が所有している自宅であること。 ※申込人の家族は、配偶者・親・子・孫・兄弟に限ります。 ※空き家特例の場合は、申込人もしくは、その親族が所有する持家 (建物) であること。	
	(3) 対象となる建物の全部事項証明書において (根) 抵当権等の各種登記がない方。ただし、「他行住宅ローンにかかる抵当権 (根抵当権は不可)」ならびに「当金庫の住宅ローンおよび当金庫の事業資金貸付にかかる抵当権・根抵当権」は除きます。	
	(4) 当金庫の審査基準を満たす方	
	《プライムローン (リフォーム関連資金) 》	
	・プライムローン (リフォーム関連資金) 利用の場合は、上記 (1) ~ (4) のすべてを満たす方で、次の (5) ~ (6) のいずれかに該当する方が対象となります。	
	(5) インターネットで申込みを行った方	
	(6) 申込日時点または貸付実行日時点において、当金庫の対象ローンが次のいずれかの条件を満たす方	
		対象ローン
	a (一社) しんきん保証基金保証付のすべての個人ローンおよび住宅ローン	利用状況が次のいずれかに該当 ・貸付実行日から6ヵ月以上経過 ・完済して3年以内
	b (一社) しんきん保証基金保証付のカードローン ※ただし教育関連の当貸・ニュー教育カードローンは含まない。	次のいずれかに該当 ・契約中 ・新規に契約する
お 使 い み ち	次の (1) または (2) の物件 (居宅) にかかる①~④の資金	
	(1) 申込人が居住 (居住予定含む) し、申込人もしくはその家族が所有している自宅	
	(2) 申込人の家族が居住 (居住予定含む) し、申込人が所有している自宅	
	①リフォーム (増改築・修繕) 資金およびそれに伴う諸費用 (印紙代・解体工事費用等)	
	※①については、工事請負契約時に支払う手付金・契約金で、申込日時点で支払日から3ヶ月以内のものに限り、支払済資金の取扱いが可能です。	
	②申込人が①を用途として、当金庫を含む金融機関・信販会社 (消費者金融除く) から借り入れたローン (無担保) の借換え資金および借換えに伴う繰上げ完済にかかる手数料。	
	③申込人が、リフォームを行う物件の取得のために当金庫を含む金融機関から借り入れた住宅ローンまたはそれを借換えたもの (借換え直前3ヵ月の約定返済で、3営業日以上) の履行遅滞が1度もないものに限ります) の借換え資金および借換えに伴う繰上げ完済にかか	

	る手数料 (①または②と合わせた申込に限ります)
お 使 い み ち	④リフォームに付随して必要となるインテリア・家電等購入資金 (①と合わせた申込で、100万円以内に限り)
	※事業用併用住宅の場合、事業用の部分にかかる工事をご利用できません。
	※支払先が、申込人またはその配偶者、親、子が営む法人・自営業となっているもの、申込人の配偶者、親、子へ直接支払うものはご利用できません。
	※ただし、上記お使用みちで借り入れた当金庫のローンの借換え資金のみのお取扱いはできません。
お 使 い み ち (空き家特例)	《空き家解体費用に係る特例 (空き家特例) 》
	更地にするため空き家を取り壊す場合に限り、取扱いが可能です。
	ただし、対象物件は申込人またはその親族が所有する建物に限ります。
	・空き家解体費用およびそれに伴う諸費用 (滅失登記費用等を含む) 支払済資金※の取扱いが可能です。 (事業専用で使用していた建物は対象外です)
	※工事請負契約時に支払う手付金・契約金で、申込日時時点で支払日から3ヶ月以内のものに限り、支払済資金の取扱いが可能です。
	・申込人が上記を用途として自信用金庫を含む金融機関・信販会社 (消費者金融は除く) から借り入れたローン (無担保) の借換え資金および借換えに伴う繰上げ完済に係る手数料
	※ただし、上記資金用途で借り入れた当金庫のローン借換え資金のみの取り扱いはできません
ご 融 資 限 度 額	・本件申込金額が1,000万円以内。
	空き家特例を利用する場合は500万円以内
ご 利 用 期 間	・15年以内。貸付日から15年目の応答日の属する月の月末まで。
ご 融 資 利 率	・固定金利および変動金利型とし、どちらかを選ぶことができます。
	・当金庫所定の金利を適用させていただきます。
ご 返 済 方 法	・元利均等返済、または元金均等返済のどちらかを選ぶことができます。
	・ボーナス併用増額返済は融資金額の50%以内 (年2回) まで可能です。
保 証 人 ・ 担 保	・一般社団法人しんきん保証基金が保証しますので、必要ありません。
保 証 料	・保証料はご利用利率に含みます。
苦 情 処 理 措 置 ・ 紛 争 解 決 措 置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客さま相談室 (9時~17時、電話:089-946-1203) にお申し出ください。
	紛争解決措置 ・愛媛弁護士会紛争解決センター (電話:089-941-6279) で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に上記お客さま相談室にお申し出ください。また、お客さまから、上記愛媛弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。
	・東京弁護士会 (電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会 (電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会 (電話:03-3581-2249) の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客さま相談室または全国しんきん相談所 (9時~17時、電話:03-3517-5825) にお申し出ください。
	また、お客さまから、上記東京の弁護士会 (東京三弁護士会) に直接お申し出いただく

<p>苦情処理措置・ 紛争解決措置</p>	<p>くことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客さま相談室もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p>
<p>そ の 他</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・お申し込みの際は、事前に審査させていただきます。結果によってはご希望に添えない場合もございますのであらかじめご了承ください。</li> <li>・現在のご融資利率やご返済額の試算につきましては、当金庫本支店までお問い合わせください。</li> <li>・当金庫の会員となれる方 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)当金庫の地区内に住所または居所を有する方。</li> <li>(2)当金庫の地区内において勤労に従事する方。</li> <li>(3)当金庫の地区内において事業所を有する方。</li> </ul> </li> </ul> <p>上記条件のいずれかに該当される方であれば、当金庫に出資していただき、会員となることができます。なお、会員となっていたかなくともご融資させていただく事が可能な場合もございますので、詳しくは当金庫本支店までお問い合わせください。</p>